

## 富山地方裁判所委員会（第4回）議事概要

## 1 開催日時

平成17年5月23日（月） 午後2時30分～午後4時25分

## 2 開催場所

富山地方裁判所4階大会議室

## 3 出席者（五十音順）

片山俊雄，河合義治，田中一郎，田中常弘，永野庄彦，藤井眞智子，松原典子，  
水谷敏彦

※ 他に，オブザーバーとして加澤正樹（富山地方検察庁検事正），説明者として手崎政人（富山地方裁判所判事）が出席

## 4 進行

※ 開催の前に，刑事裁判（傷害被告事件）の傍聴を行った。

(1) 新任の片山俊雄委員の紹介

(2) 委員長選出

前島前委員長が退官し委員長が欠けたため，片山委員を委員長に互選

(3) 議事

ア 裁判員制度の概要説明 手崎政人判事（刑事部総括）

イ 意見交換 別紙のとおり

(4) 次回開催日時及びテーマ

8月に委員が交替した後で決定

(別紙)

### 意見交換

(○委員, ■委員長, △説明者・オブザーバー)

■ 裁判員が裁判に参加するためには、裁判が分かりやすいものであることが必要であるが、先ほどの刑事裁判を傍聴された方に、分かりにくい点がなかったかどうか感想を伺いたい。

○ 専門用語を早口で言っており、何のことを言っているのか分かりにくかった。分からないまま手続がどんどん進み、事件の全体の様相を類推しなければならない。検察官、弁護人を含む法曹全体が分かりやすい言葉を心掛けていただく必要がある。

また、先ほどの裁判では執行猶予の可否が問題になっていたが、執行猶予を含む量刑の基準が分かりにくいので、裁判員制度が実施された場合には、裁判員にそういう知識を習得してもらう必要があると思う。

△ 手続についてはあらかじめ裁判員には説明することになるが、現在、傍聴席の人に手続を説明していないのは、御指摘のとおりである。アメリカでは、傍聴者用のパンフレットを利用して説明している。

法廷で使われている言葉が日常用語とかけ離れているというのも、御指摘のとおりである。先ほどの法廷でも、「規範意識が鈍麻している。再犯可能性がある。」という言葉が使われていたが、こういう言葉をそらで言われてもイメージが浮かばないと思う。法廷で話す機会が裁判官よりも多い検察官、弁護人の方の工夫が必要になる。

事件の流れが分かりにくいのは、調書中心の証拠調べの在り方にも原因があると考えられる。立証の仕方についても、検察官の方で裁判員や傍聴者に理解できるような形で示していただくことを考えなければならない。

△ 指摘は全部そのとおりである。先ほどの法廷では、傍聴人がたくさんいたので、検察官としては、あれでもよそ行きで分かりやすく話した方である。冒頭陳述は書面を読んで行っていたが、書面を使うため四文字熟語と漢語のオンパレードになり、裁判官と弁護人に書面が渡っていることを前提に行うため早口になってしまう。

検察庁では、口頭で表現することの工夫を全国で試行し、冒頭陳述だけでなく

論告についても、できるだけ書面を見ないで口頭でやる訓練をしている。そういう努力を重ねて、裁判員裁判が始まるまでには、柔らかい言い方でできるようにしたい。今後は、「皆さん！この事件はこういう事件であります。」というような言い方になっていくかもしれない。

証拠の関係では、OA機器の助けを借りたい。書画カメラやパワーポイントを使って視覚に訴えることが話題になっている。基本的な操作技術をマスターし、効率化に向けたシミュレーションに努力する。

○ 弁護士会も、問題意識は同じである。日弁連が主催してしゃべり方の技術を磨いてパワーポイントなどを活用するという観点からの研修が増えており、6月20日に日弁連主催の裁判員制度下の弁護活動研修が行われる。

なお、裁判で専門用語を使うのは、ある程度は仕方のないことであり、一般人に理解させるように努力したいと思う。

○ 私の会社では、社員がパワーポイントを使い、役員会でも使っているが、こういうものを使うと、考え方も表現も変わってくる。トップがどんどんパワーポイントでやっていくことが大事である。

○ パワーポイントで画面の動きや音まで出そうとすると、マスターするのが難しい。

○ 先ほど、手続がどんどん先に進んで分からなくなるという発言があったが、今日の法廷では、起訴状の朗読を聞いただけでも概要は把握できた。しかし、犯行態様が複雑に入り組んでいる事案では、最初の段階でビジュアル化をしたりすることが必要である。最初の段階でドキッとすると、後は頭が真っ白になってしまう。

△ 起訴状一本主義といって、起訴状には余計なことが書けないことになっている。起訴状は、悪文の典型として引用されることもあり、マルが最後に一つしかない一文の形式になっているので、このような形式を見直して分かりやすいようにできないかという話も進めている。

○ 裁判員は、公判前整理手続に出席できないから、情報が入らない。法廷に入る前に整理手続における立証の概略を示してくれるのか。

△ 公判前整理手続では、進行予定の概略を話すことになるが、証拠の中身は、法廷に入るまでは裁判官でも分からない。

アメリカでは量刑ガイドラインというものがあるが、日本では、この事件ではこのくらいの刑の幅になるというポイントを示せるものは今のところなく、検察官の求刑意見が参考になる。弁護人が執行猶予を主張する場合も、今後は、何年くらいかという期間を示していただくことになるかもしれない。

△ 量刑については、市民の感覚を出していただくのが裁判員制度の趣旨であるから、余り前例にとらわれてもいけないと思う。

○ ヒントとして、分布図のようなものがあれば便利である。

△ 検事も、量刑のデータを持っている。

○ 検察庁のデータは、求刑意見を定める場合の全国的な基準になっているが、裁判員裁判になって量刑の幅が極端に大きくなったというのでは困る。判断の安定性を確保するためには、何らかの形で量刑基準を示すべきであり、裁判所がデータを集める必要がある。

△ 正しい量刑があるという前提に立てば、基準からかけ離れた量刑は、憲法違反ということも考えられる。

■ 他の委員は、裁判の分かりやすさについてどのような感想をお持ちか。

○ 量刑の基準があった方が分かりやすい。また、用語が難しい。

○ 概念が分からない。殺意に「確定的」、「未必的」の2種類があったり、「瞬間的だが確定的殺意があった」ということなどである。官庁用語は、業界用語であり、どうして一般的な言い方ができないのかと思う。

○ 一般の人が裁判員として参加し、「未必的故意」、「確定的故意」ということが争点になる場合には、言葉の意味について説明することになるので、心配はいらないと思う。

△ 裁判員には、生の事実を見てもらうことになる。言葉で考えてもらったり解釈をしてもらったりする必要はない。

○ 言葉の問題については、説明をすればそれほど心配はないと思うし、弁護人も説明した上で使うことになる。そこは、業界の人間が考えることである。

むしろ、7割の人が参加したくないという世論調査の結果が問題である。人を裁きたくないというのはもっともな理由であり、民主主義の実現といった説明で納得を得られるものではないと思う。

■ 裁判員として評議に加わることについて、不安な点や嫌な点があるか。

○ 地方都市では、面識がなくてもすぐに身元が分かってしまい、うらみを買う可能性がある。評議の内容が漏れないといっても、すぐに漏れてしまうものである。事業活動においても、秘密はすぐに秘密でなくなってしまう。

○ 制度が定着した場合、報復の可能性というのは、今の裁判官とそれほど変わらないと思う。

△ 刑事事件で裁判官が危害を加えられる可能性は低い。裁判員制度の下では、審理後に危害を加えられることよりも、進行中にマスコミや被害者・被告人の関係者などが接触してくることが心配される。接触を防止するには、短期間で審理することで負担を減らしていくしかないと思う。

裁判員は、言葉の説明を理解するほかに、判断をするのが大変であると思う。感情論が先に立って理性の問題とならない可能性がある。

○ 裁判員制度の運用に当たって不安・心配な点について、学生にアンケートを取ってみたところ、①他人の人生を左右することに関与するのは不安（38人）、②感情に流され、公正な裁判ができるか不安（18人）、③知識がない、意見を述べる自信がない（16人）、④仕事への影響が心配（12人）、⑤守秘義務が守られるか心配（8人）、⑥関係者からの逆恨みがこわい（7人）などという結果になった。

広報活動によってある程度理解が深まれば、不安感も消えるかもしれない。

■ 広報活動について御意見を伺いたい。まず、裁判所、検察庁、弁護士会において、どのような活動を行っているかについて紹介していただく。

○ 裁判所では、ポスターの掲示、パンフレット等の配布のほか、昨年度は、ロータリークラブ2か所、中学校3か所出張講義を行い、高校生を対象にした模擬裁判も行った。また、4月には、所長がFMラジオ放送に出演して裁判員制度について説明した。

△ 検察庁でも、裁判所と似たようなことを行っている。高校へ出張講義は、昨年2か所で行っており、ほかには、官公庁の長が出席する会議で資料を配布したり、名刺にロゴを入れたりしている。また、検察庁内部では、幹部職員で輪読会を行い、部内の理解を深めるようにしているほか、パンフレットが作成されたときは、関係団体に郵送するのではなく、職員が直接持参して備え置きを依頼している。汗水垂らしてやるのが大切であり、職員全員が当事者意識を持ってやっ

ている。

- 弁護士会では、日弁連制作の裁判員ドラマ「決めるのはあなた」を昨年6月4日に富山で上映し、その後、調停委員の有志の間でも上映会が行われた。また、ホームページで裁判員制度を紹介し、3月には「裁判員ニュース」が創刊された。

弁護士は、どうやって裁判員を説得するかという弁護技術的なことに走っているきらいがあり、広報については裁判所がやってくれるだろうという受け身の姿勢が若干見られる。

- △ 法務省作成で中村雅俊主演の広報ビデオがこのほど完成し、県下の市町村や学校などの団体に配布する予定である。

- 裁判員制度の出前講座を小中学校や高校で行ってビデオを活用したり、模擬裁判を県内の数か所で実施し、事前事後にメディアに取材させたりしてはどうか。また、裁判員制度の広報ビデオをケーブルテレビにエンドレスで流したり、市の広報誌に裁判員コーナーを設けてもらって、記事を定期的に掲載したりしてはどうか。

- △ 裁判官、検察官、弁護士がケーブルテレビに出演する番組を制作することについて、現在、検察庁で折衝中であるが、地域のケーブルテレビ局のほか、ケーブルテレビ協会の承認を得る必要がある。

- ケーブルテレビについては、県の広報課で接触先の情報を持っていると思う。

広報課では、市町村の広報担当の職員を集めて研修を行っている。裁判員制度は、住民にかかわってくる制度なので、広報課を通じ、このような研修会を活用させてもらい、市町村の広報誌に記事を載せてほしいという協力要請をすれば、協力を得られるのではないかと思う。

男女共同参画に取り組んだ時は、高校生向けの副読本を作り、家庭科の授業で使っていただいたことで、高校生に理念を伝えることができたと思っている。裁判員制度についても、副読本を介した学校教育現場の活用について、全国展開でアクションを起こしてはどうか。

また、新聞の影響力は大きい。特に、本県は地方紙のシェアが大きいので、地方レベルで新聞に広告を打つことも検討する必要がある。

消費者問題に取り組んだ時、地域の高齢者を対象に寸劇やコントを上演したところ、視覚に訴えることができて、理解が早く効果が大きかった。実施するのが

大変であれば、民間の団体に委託する方法もある。

- 裁判員制度は企業にとっても影響が大きいので、機会があれば、経営者側に対する説明会も実施してほしい。
- 本日配布されているパンフレットや資料は、関係者にしか配られていないが、全戸配布できればよい。内容としては、裁判員になった場合の注意事項などを作れば理解が進むと思う。

また、大学の学生でも、裁判所の見学や裁判の傍聴をしている者は少数なので、学校からの傍聴を受け入れるとよい。

- いろいろ貴重な御意見を出していただき大変参考になった。本日の御意見を今後の運営に生かしていきたい。

なお、委員のうち5人の方については、本日の委員会が最後になる。2年近く委員を務められての感想を伺いたい。

- 司法というのは閉ざされており、こちらも敬して遠ざかっていた。こういう形でいろいろな所が開かれるのは大切であると思った。
- 大変いい勉強になった。
- 貴重な機会を与えていただき、有り難かった。
- アンケートに答えたが、自分の意見のほかにどのような意見が出たか知らせていただけなかったので、アンケートの結果を知らせてほしい。
- 委員の人数を増やすべきである。また、国民の意見を反映させるというのであれば、当事者その他の利用者や刑事事件の被告人となった者を委員に任命して、その人たちの意見を聴くべきである。